

牛久市教育委員会 2月定例会会議録

1. 日 時 令和4年2月24日（木）午後1時30分
2. 場 所 牛久市役所分庁舎 2階 第2会議室
3. 出席委員 染谷 郁夫・石井 美知夫・五十嵐 登喜子・吉原 英夫・八木橋 晴美
4. 委員以外の出席者
 

教育部長	吉田 茂男
次長兼学校教育課長	川真田 英行
次長兼生涯学習課長	大里 明子
教育企画課	課長 吉田 充生
指導課	課長 市村 毅
文化芸術課	課長 糸賀 珠絵
スポーツ推進課	課長 高橋 頼輝
中央図書館	館長 斎藤 正治
教育企画課	課長補佐 山口 功
教育企画課	副参事 近藤 絹
5. 欠席者 なし
6. 会議録署名人 吉原 英夫
7. 議事事項
 

議案第2号	牛久市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について
議案第3号	牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について
議案第4号	牛久市教育委員会点検・評価（令和2年度対象）について
議案第5号	令和4年度学校医・学校歯科医の委嘱について
報告第6号	専決第3号牛久市図書館協議会委員への諮問について
報告第7号	牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示について
報告第8号	専決第4号令和4年度牛久市一般会計予算について
報告第9号	専決第5号令和3年度牛久市一般会計補正予算（第10号）について
8. その他

教育企画課長	出席委員が、定数に達したため定例会の成立を宣言。
教育長	改めまして、こんにちは。 コロナの中ですが、カッパ塾が始まったり、体育館の開放があったりということで、徐々に施設も開放に向けています。学校も今週から始まりました。下根中は今スキーに行っているような状況です。卒業式も近いので、その準備に

	<p>向けて、特に中学校は入試もあって今最後の大詰めに向けやっています。人事も随分固まりまして、大体のところは固まってきたかなということなのですが、ベテランの先生が辞めていき、新採が31人入ってきます。毎年30人近い新人が入ってくる状況ですので、1週間前までは学生だった人間がもう教壇に立って勉強を教え、保護者に対応し、いじめに対応するという状況なので、働き方改革がうまく進めばいいなと思っているような状況です。それと、学びの共同体ということで若い先生も年配の先生も学び合いながら育ち合うと、そういった環境をつくっていかないと大変だなと思っています。強く指導すると辞めていってしまうというような状況もありますので、そういう中で今、子供も先生もみんな幸せになれるような学校にできればなと思っています。</p>
<p>教育長</p>	<p>開会を宣言する。</p> <p>会議録署名人 吉原英夫委員を指名する。</p>
<p>教育長</p>	<p>初めに、議案第2号「牛久市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について」をお願いします。</p>
<p>スポーツ推進課長</p>	<p>議案第2号「牛久市スポーツ推進審議会規則の一部を改正する規則について」ご説明いたします。</p> <p>スポーツ基本法第31条の規定により、都道府県及び市町村は地方スポーツ推進計画その他のスポーツの推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くことができるとされております。これを受けて、牛久市では条例において牛久市スポーツ審議会条例を制定し、必要事項について調査審議を行ってまいりました。</p> <p>今回の規則の改正は、審議会において調査審議、意見をさせていただく第2条の任務について改めるものです。</p> <p>1点目については、スポーツ基本法第10条第1項に規定する地方スポーツ推進計画の制定、変更等に当たっての調査審議についてです。</p> <p>こちらは、これまでのこの規則上、明らかな明記はされておりましたが、市のスポーツ行政を進める上で特に重要事項であるということを考えて、今回明記することとしたいと思っております。</p> <p>2点目は、スポーツ基本法第35条に規定する内容でございますが、社会教育関係団体であるスポーツ団体、こちらに対しての補助金交付についてですが、教育委員会として審議会等その他合議制の機関に意見を聞かなければならない</p>

	<p>とスポーツ基本法で定められておりますので、こちら、当初の条文、今回おつけしている資料の一番後ろになるんですが、新旧対照表、こちらの左側、現行の任務というところで、第2条のところに第35条の規定というのがあるんですが、これが内容がどういったものか分からない部分もございましたので、今回こちらも明記する形を取っております。</p> <p>以上、2点について新たに任務にきちんと追加、明記をするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
教育長	ご意見ございますでしょうか。
石井委員	確認をしたかったんですが、新旧対照表の改正案、上から3行目、及びこれらの事項に関して教育委員会について建議するとあるんですが、これ「教育委員会に建議する」ですよね。
スポーツ推進課長	はい、そのとおりでございます。すみません。訂正いたします。
教育長	建議って具体的にはどんなこと。
スポーツ推進課長	意見を持ち上げるという意味で。審議会としてはこう考えていますよということ。
教育長	提案するということかな、きっと。ほかにございませんか。 牛久市スポーツ推進審議会は何人いらっしゃるんですか。
スポーツ推進課長	現状では、条例上は15名ということになっております。 今は委嘱を2名していない状態でございます。 この後、来月もしくは再来月の定例会でご報告申し上げようと思っております。なんですけれども。
教育長	今からメンバー決めてね。よろしいですか。

	<p>議案第2号について出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第3号「牛久市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」事務局からお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>本件は、教育委員会が教育長に委任する事務を規定している規則でございます。このたび内容を見直しまして、改正すべき点について改正しようとするものでございます。</p> <p>議案のほうの表と、それから2枚目に新旧対象表がありますが、もう1枚参考資料ということで、現行の条例の規定と改正案という規定を、全部改正する第2条の部分について全て書いたものがありますので、こちらを見ていただきながら、ご説明したいと思います。</p> <p>要するに、こちらの第2条に書かれている(1)から現行でいえば(20)までの項目については、教育委員会の審議を得なさいよという規定です。</p> <p>まず、第6号は、こちらは法律が法第29条に規定するに規定する意見の申出に関することと書いてありますが、法律、行法にはこの29条とそれから27条というのがありましたので、法の引用どおりに改めようと思います。</p> <p>ちなみに、27条というのは市立の認定こども園における教育的事項について教育委員会に報告をして、地方公共団体、要するに市が何らかのそういった認定こども園の事業を実施する場合に、教育的な事項もありますので、教育委員会に諮ってからやっってくださいねという規定が法27条です。</p> <p>29条については、教育事務に係る予算案などの議案を作成する場合には教育委員会の意見を聞きなさいよということで、29条については規定がありましたけれども、このたび27条も法律どおり規定しようということで改めるものです。</p> <p>ちなみに、現時点では牛久市では市立の認定こども園というのはありません。市立の認定こども園を設置する予定もありませんが、もしできることもあると思いますので、法律どおりに改正するものです。</p> <p>次に、第9号スポーツ推進委員を委嘱することとなっておりますが、この第7号に附属機関の委員を任命し、又は解任することと規定があります。こちら、スポーツ推進委員を委嘱することという条文を削りますが、今申し上げた(7)、第7号の附属機関の委員を任命し云々かんぬんというところで読み取れるので、こちらのほうは削除いたします。</p> <p>それから、10号、褒章に関することということで、教育委員会の意見、審議を得るという規定には今までしてございましたが、褒章について事務の即効性、効率性等々を考えて、こちらは教育長に委任していただけないかと思ひまして、こちらは委任規則、教育長に委任する事項として外そうと考えております。</p>

	<p>それから、現行の14号、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること、こちらについては第4号に教育委員会の人事に関することとというのが書いてあります。ですので、こちらも第4号に今後は当てはめていければこちらの規定は不要かなということに削るものです。</p> <p>それから、第17号と18号です。こちらは、数字を変えようとするものです。これまでは、教育財産の取得それから工事の計画について100万円以上のものを教育委員会に諮るということとしておりましたが、価格が小さいものについては基本的に規定からは外そうと考えております。それで、いわゆる審議をいただいて決定するものについては、教育財産の取得については2,000万円以上、工事については1億5,000万円以上としました。この数字については、議会の議決を必要とする条件と同じものです。議会に諮って議決を得て執行するようなものについては、当然ながら教育委員会の審議も必要だろうと判断しております。ですので、こういった数値にいたしました。</p> <p>これらは手続の簡素化、それと効率化の観点から削除したり変更したりするものでございまして、ただこれまでどおり、それじゃあ例えば500万円の財産の取得については何も報告しないのかということではなくて、報告として、要するに議案ではなくて報告して教育委員の皆様には情報提供をさせていただいて、議案としては今回の改正案のようにやらせていただきたいと思います。報告については、いろいろ、これまでどおりですね、情報提供はしてまいりますので、こちらの改正案で運用したいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
	<p>議案第3号について質疑を受けるが質疑なし。 出席者全員の賛成を得る。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、議案第4号「牛久市教育委員会点検・評価（令和2年度対象）について」事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>牛久市教育委員会点検・評価についてご説明いたします。</p> <p>1月の定例会で委員の皆様からのご意見をいただいた点、またご意見を踏まえ再検討した点で修正した点を反映しまして、報告書を作成いたしました。また、学識経験者の外部評価が加えてございます。こちらで決定させていただいて、もし何らか訂正があればすぐに校正等させていただいて、議会のほうにも報告したいなと考えてございます。</p> <p>その中で、働き方改革の推進について、外部評価で提言をいただいております。</p>

	<p>す。1点、ちょっとご報告申し上げたいのが、外部評価の74ページの、真ん中くらいに「教職員の働き方改革の推進」についての評価で、例えば校務支援システムが未導入であるにもかかわらずA評価となっている点に分かりづらいつと。それから、成果が得られたのであれば具体的に記述すべきだということ。この2点の指摘がございました。</p> <p>点検評価の28ページをご覧ください。</p> <p>こちらが教職員の働き方改革の推進についてのページなのですが、その真ん中あたりに「成果指標の管理」というのがございます。こちらが2020年の成果として数字としてゼロ%となっていて、こちら辺が分かりづらかつたかなと考えております。なぜA評価なのかという疑問が生じることは当然だと思います。こちらについては、自己評価のAというところを見ると、十分な成果を得た（達成又は予定どおり推進中）と記載してございます。校務支援システムについては、牛久市を含めて5市での共同導入を目指すことが決まったというような理由から、予定どおり推進中ということで、我々としてはA評価としたものです。ただ、これらについての記載がありませんでしたので、ご指摘を真摯に受け止めて今後に生かしてまいりたいと考えております。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明が終わりました。質問等ありましたらお願いします。</p>
<p>石井委員</p>	<p>説明ありがとうございました。この外部評価について、私も疑問に感じておつたので、その点については非常に納得できた返答でよかつたと思います。</p> <p>2点ほど、修正だと思つたんですが、お願いをいたします。</p> <p>24ページ、スクールアシスタントの配置（再掲）になっているんですが、これ一番上の丸ポチの部分ですが、教師のアシスタントとして云々で、帰国・外国人児童の間に1個スペースが入ってしまつているのがあります。</p> <p>あと、もう1点気になつたのは、33ページ、こちらも再掲なのですが、幼児教育センター機能整備（再掲）【指導課】とあります、この下の文が、実はこれ令和3年度ではなくて令和2年度の結果のほうが入つてきてしまつているように思つます。具体的には、本来であれば21ページの、幼児教育センター（再掲）こちらの文章が入るべきだと思つたんですが。33ページと21を比較していただいて。こちら差し替えになるのかなと思つたものですから、ご確認願えればと思つます。</p> <p>あとは、全般的に非常に文章としては読みやすくなつていて、一般の方が、例えば議員さんがお読みになつても分かるような文章になつていて、その点についてはよかつたかなと思つます。</p> <p>以上です。</p>

	議案第4号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、議案第5号「令和4年度学校医・学校歯科医の委嘱について」事務局より説明をお願いします。
次長兼学校教育課長	<p>議案第5号令和4年度学校医・学校歯科医の委嘱について説明いたします。</p> <p>先ほどありましたように、事務委任規則改正後もこれについては議案として出していきます。</p> <p>牛久市の医師会と歯科医師会から3名の先生について交代をしていただきたいということで申入れがありましたので、次の交代する先生もご推薦をいただいておりますので、そのとおりに委嘱をさせていただきたいと思っております。</p> <p>まず、学校医として岡田小学校で米山正美先生、米山医院の先生が当たっていたんですが、こちらを琴寄先生に変更と。あと、学校歯科医で、同じくこれも岡田小になるかと思っておりますが、深澤歯科の深澤先生のところをふじた歯科の藤田譲治先生。ふじた歯科はお二人いらっしゃるということで、息子さんと大先生、多分息子さんのほうかなという形です。</p> <p>あと、もう一か所、牛久三中で、これは則武内科クリニック、則武先生なんですけれども、同じ則武内科クリニックの中で別の先生、永瀬先生に代えていただきたいということで、3件の委嘱を行うものです。</p> <p>以上です。</p>
	議案第5号について出席者全員の賛成を得る。
教育長	次に、報告第6号「専決第3号牛久市図書館協議会委員への諮問について」事務局よりお願いします。
中央図書館長	<p>報告第6号について説明をいたします。</p> <p>専決第3号牛久市図書館協議会委員への諮問についてでございます。</p> <p>本件につきましては、図書館協議会へ諮問するにあたり、本来であれば教育委員会定例会にてご審議いただくところではございましたが、協議会開催までにご審議いただくいとまがなかったため、牛久市教育委員会教育長に対する事務専決規程第2条の規定により教育長専決とさせていただきましたのでご報告いたします。</p>

	<p>諮問内容につきましては、資料の2ページ目、こちらが諮問書になっております。読み上げさせていただきます。</p> <p>牛久市立中央図書館の開館時間の見直しについて（諮問）</p> <p>牛久市立中央図書館（以下、「当館」という。）の開館時間は、「牛久市図書館条例施行規則」第7条において、「午前9時から午後9時まで」と規定されています。</p> <p>しかしながら、現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の一環として臨時的に開館時間を2時間短縮しており、1年10か月以上が経過していることから、これを機に「牛久市立図書館基本計画」にのっとり、当館の開館時間の見直しについて検討することといたしました。</p> <p>なお、同計画上において、開館時間の見直しは、当館の利用状況に合わせて行うこととしておりますが、このたびの見直しについては、臨時的に短縮している開館時間に合わせるということではなく、通常時の当館の利用状況に鑑みて検討したいと考えております。</p> <p>したがって、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける前の当館の利用状況を踏まえた上で、当館の適切な開館時間についてご意見を賜りたく、牛久市図書館協議会規則第2条の規定により、諮問いたします。</p> <p>ということをございました。</p> <p>図書館協議会につきましては、去る2月16日、委員全員のご出席をいただきまして無事開催することができました。コロナ禍になる以前の過去の午後7時以降の図書館の利用実績や、利用者アンケートの結果などを提示させていただいた上で、中央図書館の適切な開館時間について議論をいただきました。</p> <p>議論の内容といたしましては、午後9時までは開館する必要はないという意見が多数を占める一方で、具体的な開館時間については午後7時までとする意見や、全て午後7時までとするのではなく日照時間が長い夏季期間あるいは月に数回は午後8時までとするという意見、さらには開館時間の変更は試行的または段階的に行うべきであるとの意見など、委員の皆様には様々な意見が交わされる状況でございました。</p> <p>なお、この件につきましては、答申書が上がり次第改めまして詳しくご報告させていただきたいと存じます。</p> <p>報告は以上となります。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、報告第7号「牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関する告示の一部を改正する告示について」事務局よりお願いします。</p>
<p>教育企画課長</p>	<p>牛久市放課後児童健全育成事業補助金の交付に関して改正の告示を行うものです。</p>



	<p>資料でいきますと、新旧対照表を主に見ていただければと思います。</p> <p>現行のほうには、第4条として(1)(2)と書いてございますが、この(2)の部分、前号により選定された額に表5負担割合の欄に定める市町村の負担割合を乗じて得た額の合計額を補助金の額とするというふうに書いてしまいますと、実はこれ、国と県と市で3分の1ずつお金を出して、事業所のほうに補助金を出すわけなんですけれども、事業所のほうに出すお金は市から全額補助金としてお支払いして、県と国から3分の1ずつを市が収入するということなんです。この現行のほうの書き方であると3分の1しかもらえないような規定になってしまいます。ですので、こちらの表記は適切でないと考えまして、改正案のように改正するものです。</p> <p>内容や、制度自体が変わるものではございません。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>次に、報告第8号「専決第4号令和4年度牛久市一般会計予算について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>令和4年度の牛久市一般会計予算についてということで、市として来年度の予算が2月の庁議によって決定しまして、3月の議会に上程いたします。</p> <p>その一般会計予算のうち、教育委員会に関する予算について別紙のとおりまとめております。</p> <p>市としては予算を上程するに当たって教育委員会の意見を聞くということが定められておりますので、こちらについては教育長の専決ということでやらせていただいておりますので報告をするものです。</p> <p>後ほど説明はいたしますが、課ごとにそれぞれ各事業について令和4年の予算額を示させていただいております。</p> <p>ご報告になりますになります。以上です。</p>
教育長	<p>次に、報告第9号「専決第5号令和3年度牛久市一般会計補正予算(第10号)について」事務局より説明をお願いします。</p>
教育企画課長	<p>こちら報告になりまして、今年度の3月議会に提出する補正予算案になります。こちら専決をさせていただいた旨報告をするということになります。</p> <p>こちらのほう、市全体の補正予算について書いてございますが、別紙というところを見ていただいて、令和3年度3月補正予算について、市としては8億6,425万4,000円、一番上の段の真ん中ですね、今回補正額というと</p>

	<p>ころであります、その中で、以下、教育委員会に関する主な事業についてご説明いたします。</p> <p>歳出補正予算の内容というところの13番、14番、小学校の空調施設を更新する、それと中学校の空調施設を更新する、こちらについては例年そうなんですけれども、国の補正予算がつかまりましたので、3月議会に本年度の補正予算として上げますが、実際の工事は来年度に行うようになってまいりますが、大きな数字でいつも国から補正予算が来た段階でこのような予算措置をするというものでございます。</p> <p>それから次のページに行きまして、次は歳入ですけれども、Ⅱ歳入の分担金及び負担金、4ということで、放課後児童健全育成事業負担金（教育企画課）そちらの900万円の減ということです。こちらは、放課後児童クラブの負担金が900万円減額補正予算、こちらについてはコロナ禍において児童クラブ、登園自粛をお願いしましたので、その自粛に应运えてくださった方も非常に多くありましたので、900万円の減額補正を組んでおります。</p> <p>その次、使用料及び手数料、5番、運動公園の使用料ですですね。こちらについてもコロナ禍によって会館を閉めたりしたことによって使用料手数料の減額補正を組んでございます。</p> <p>その下、国庫支出金の中の10番、11番は、先ほど申し上げた国の補正予算に基づく空調工事の予算をここでは上げております。国からの補助金が算入されるということでございます。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育長	<p>これで、本日の議事は終了いたします。</p> <p>2月の定例会を終了します。</p> <p>次回は、3月24日木曜日、分庁舎第2会議室、午後1時30分です。</p> <p>3月15日、分庁舎第2会議室、午後4時より臨時会、教職員の異動内示があります。</p>